

令和7年度授業料免除申請要項（前期）
（高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免 申請者向け）

- 申請書等提出期間：
令和7年4月11日（金）～令和7年4月23日（水）
※土日を除く9時～17時の間受付

- 提出場所：学生課学生生活支援係

久留米工業高等専門学校

I 授業料等減免の申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、**授業料等減免と給付型奨学金のそれぞれに申請が必要です**。授業料等減免については、この申請要項に従って手続きを行ってください。

○対象：4，5年生及び専攻科生

※ただし、本科4年次以降に原級留置となった学生は支援対象外

○申請区分：

- (1) 新規申請
- (2) 継続申請（令和6年度後期に授業料減免対象者として認定されている場合）

○認定要件：

- (1) 国籍・在留資格等に関する要件
 - － 日本国籍を有する者、法定特別永住者等
- (2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件
 - － 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等
- (3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高専1～3年次における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

- (4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

- ・ 算式によって算出された金額が各認定区分における基準額（下表）未満であること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

認定区分	基準額	減免される授業料等の額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅰ区分（多子世帯）	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分（多子世帯）	100円以上～25,600円未満	
第Ⅲ区分（多子世帯）	25,600円以上～51,300円未満	
第Ⅳ区分（多子世帯）	51,300円以上～154,500円未満	
多子世帯	制限なし	

※多子世帯とは、保護者等が扶養する子どもの数が3人以上の世帯をいう。

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が5,000万円未満であること。

多子世帯の授業料等減免の場合は資産の合計額が3億円未満であること。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

3 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・多子世帯の判定において、扶養されている子どもの数は、住民税上。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。ただし収入基準における住民税課税情報に関しては、前期は令和6年度課税情報（令和5年所得に基づくもの）、後期は令和7年度課税情報（令和6年所得に基づくもの）にて選考を行います。
- ・授業料減免等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- ・要件を満たす限り、「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免」（本書）と「国立高等専門学校機構における授業料免除」（別冊）は、どちらも申し込むことができますが、免除決定額の合計が各期の授業料額を超えることはありません。

参考）国立高等専門学校機構における授業料免除

A. 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

① 免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあっては4月1日）前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以降「学資負担者」という。）が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

B. その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難※1であると選考機関が認める場合

① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

② 在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀※2と認められる者

③ 就学支援金の受給資格がある学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

C. 私費留学生に対する授業料免除

国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生のうち、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

（該当する場合は要項をお渡ししますので学生生活支援係に申し出て下さい。）

4 申請に関するお問い合わせについて

- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生生活支援係（TEL：0942-35-9317・9443）までお問い合わせください。

（9：00～17：00 ※土・日・祝日等休業日を除く）

Ⅱ 提出書類

提出期間：令和7年4月11日（金）～令和7年4月23日（水）

申請区分		提出書類
(1) 新規申請		(A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
(2) 継続申請	認定事由の変更が見込まれる者 (多子世帯 ⇔ 多子対象外)	(A様式2-3) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の変更認定に関する申請書
	認定事由の変更は見込まれない者	書類の提出が必要な場合があるので、学生課窓口まで来ること

Ⅲ 提出書類様式

提出書類の様式については、本校ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.kurume-nct.ac.jp/ON/S-SAD/shienhp.htm>

必要な様式を各自でダウンロードして、記入のうえ提出してください。
なお、記入の際は必ず黒のボールペンで記入してください。鉛筆や消えるボールペンで記入した場合は無効とします。

